

◎佐賀県条例第29号

佐賀県建築審査会条例の一部を改正する条例

佐賀県建築審査会条例（昭和25年佐賀県条例第59号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>(総則)</p> <p>第1条 佐賀県建築審査会（以下「審査会」という。）の組織、議事並びに委員の報酬及び費用弁償その他審査会に関して必要な事項は、この条例の定めるところによる。</p> <p>(組織)</p> <p>第2条 略</p>	<p>(総則)</p> <p>第1条 佐賀県建築審査会（以下「審査会」という。）の組織、議事及び委員の任期その他審査会に関して必要な事項は、この条例の定めるところによる。</p> <p>(組織)</p> <p>第2条 略</p> <p><u>(委員の任期)</u></p> <p>第2条の2 <u>委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。</u></p> <p><u>2 委員は、再任されることができる。</u></p> <p><u>3 委員の任期が満了したときは、当該委員は、後任者が任命されるまでその職務を行うものとする。</u></p>

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現に佐賀県建築審査会の委員に任命されている者の任期は、この条例による改正後の佐賀県建築審査会条例第2条の2第1項の規定にかかわらず、平成28年9月1日までとする。